

改正育児・介護休業法の概要

～改正のポイントと経済的支援～

令和6年の育児介護休業法改正では、男女ともに希望に応じて仕事と育児・介護の両立を可能とするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずることとなりました。

今回の講座では、「改正育児・介護休業法の概要」をテーマに、改正のポイントと経済的支援について学びます。

参加無料

7月23日(水)
15:00～17:00

改正育児・介護休業法の概要

▽令和7年4月1日施行

①子の看護休暇の見直し ②介護休暇を取得できる労働者の要件緩和 など

▽令和7年10月1日施行

①3歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に対する「柔軟な働き方を実現するための措置」の義務づけ

②柔軟な働き方を実現するための措置の個別周知・意向確認 など

7月30日(水)
15:00～17:00

育児休業・介護休業取得の際の経済的支援

▽育児休業

①出産育児一時金 ②出産手当金 ③育児休業給付金

④出生後休業支援給付金 ⑤育児時短就業給付金 など

▽介護休業

①介護休業給付金 など

会場

海老名市役所

4階 401 会議室

対象

人事労務担当者、労働者など
どなたでも

定員

各回 30 名

事前申込制(先着順)

申込方法

講師：社会保険労務士 竹之下 節子 氏

竹之下節子社会保険労務士事務所

一橋大学商学部卒業後、信託銀行、外資系銀行勤務。約10年間の主婦專業の後、社会保険労務士試験に合格。2003年に社会保険労務士事務所を開設。現在、社会保険労務士資格取得講座の講師を務めるなど幅広く活躍。

【著書】

「専業主婦が社労士になった！「コペ転」の法則で合格も開業も思いのまま！」
(TAC出版、2009年)
「無敵の社労士 年金クリニック」連載
(TAC出版)



電話（下記問合せ先）、ファクシミリ（裏面の申込書）※直接お申込みできる2次元コードは裏面掲載
ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/w4v/cnt/f7599/index.html>

主催：神奈川県かながわ労働センター県央支所（申込・問合せ 046-296-7311）
海老名市

かながわ労働センター県央支所

検索

「改正育児・介護休業法の概要」 令和7年度労働講座（海老名）

受講申込書

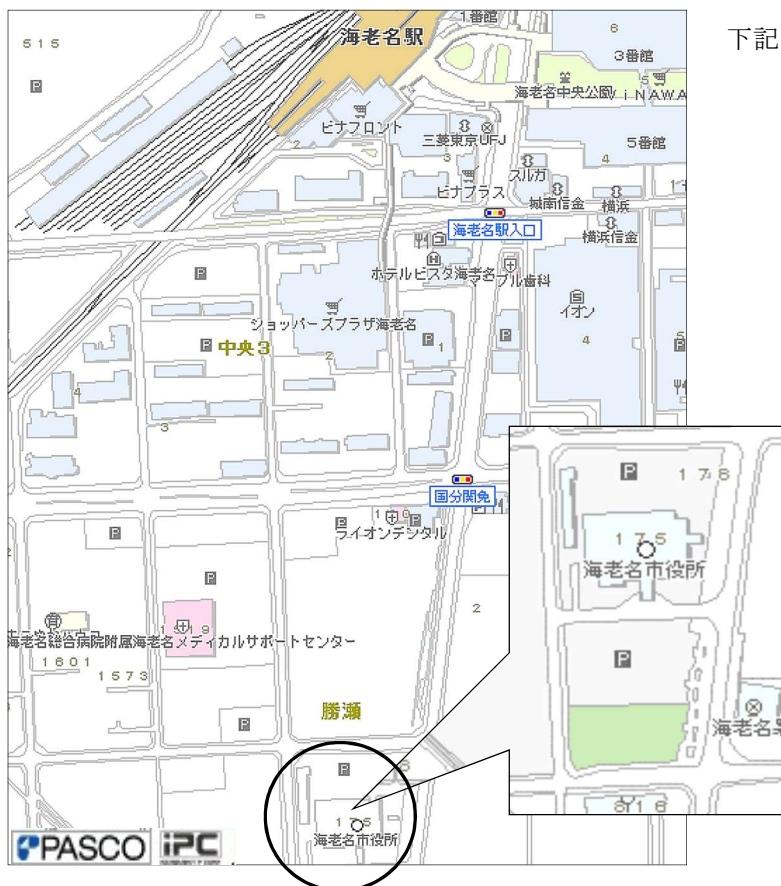


神奈川県かながわ労働センター県央支所 宛

ふりがな 氏名※	連絡先 電話番号※		
住所 (市区町村名のみ)	市 町 村	区	受講者区分 (該当の数字に○印) 1 人事・労務担当者 2 労働者 3 その他
受講希望日※ (希望の枠に○を入れてください)	両日	7/23(水)	7/30(水)
当セミナーを何でお知りになりましたか			

※必須事項（必ずご記入ください）

- 申込は先着順です。定員を超え、参加いただけない場合のみご連絡します。
連絡がない場合はご参加いただけますので、当日直接会場にお越しください。
- 個人情報は本セミナーに関してのみ利用し、目的外には利用しません。
- 災害等やむを得ない事情によって、開催を中止する場合があります。



下記2次元コードからも、お申込みいただけます



会場案内
海老名市役所 4階

神奈川県海老名市勝瀬 175-1

- 海老名駅(東口)から徒歩10分程度
- 自家用車でご来場の際は、
市庁舎駐車場をご利用ください。